

令和6年1月16日

令和6年1月定例記者会見

## 三次市市制施行 20 周年記念 「三次市善行表彰・貢献表彰」の被表彰候補者の募集について

市町村合併により新生「三次市」が誕生してから、令和6年4月で 20 周年を迎えることを記念し、この 20 年間に主に三次市内で善行活動をされた方を表彰します。については、「三次市善行表彰・貢献表彰」の被表彰候補者を、次のとおり募集します。

### 1 「善行表彰」対象

- (1) 主に三次市内で善行活動されている個人又は団体
- (2) 平成16年4月1日から令和5年12月31日までの間に行われた活動であること
- (3) 善行活動により、次のいずれかに該当すること
  - ・ 市の公益事業に尽力し、または公務を助力し、その成績が顕著な方
  - ・ 市民の模範となる善行を行ったと認める方

### 2 「貢献表彰」対象

「善行表彰」の選考基準に該当する方のうち、被表彰者として認められる前に亡くなられた方

### 3 推薦方法 【注】推薦は他薦のみ

市役所本庁(秘書広報課・総合案内)・各支所にある推薦用紙に記入し、秘書広報課か各支所へ、郵送又は持参

※推薦用紙は、市ホームページからもダウンロードできます。

### 4 推薦締切 令和6年2月20日(火)必着

### 5 表彰方法

提出書類をもとに三次市表彰等審査委員会において被表彰者を選考し、令和6年6月1日(土)に開催予定の「三次市市制施行 20 周年記念式典」で表彰します。

### 6 その他 詳しくは、別紙「募集要項」に記載のとおり



広島県三次市

経営企画部 秘書広報課 広報戦略係 (担当:倉川・安本)  
TEL:0824-62-6396 FAX:0824-62-6223

## 「三次市善行表彰及び貢献表彰」候補者推薦募集要項

### 1 表彰の目的

市町村合併により新生「三次市」が誕生して、令和6年4月1日で20周年を迎えることを記念し、この20年間に主に三次市内で善行活動をされた者に対して、感謝の意を表すため、三次市から感謝状を贈呈します。

### 2 表彰対象・表彰の制限

#### (1) 表彰対象

ア 主に三次市内で善行活動されている個人又は団体

イ 平成16年4月1日から令和5年12月31日までの間になされた善行活動であること

ウ 善行活動が、次のいずれかに該当する者

(7) 市の公益事業に尽力し、又は公務を助力し、その成績が顕著な者

<善行活動の例>

農林漁業，商工業，学校教育，社会教育，社会体育，社会福祉，医療保健衛生，地域自治，防火・防犯，交通安全，観光，人権など各種分野において活動され，公益事業又は公務に顕著な寄与がなされたもの

- 公共衛生の向上，地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備をする活動
- 勤労意欲のある者に対する就労の支援をする活動
- 学術，科学技術，教育，スポーツ，文化又は芸術の振興をする活動
- 障害者若しくは生活困窮者又は事故，災害若しくは犯罪による被害者の支援をする活動
- 高齢者の福祉の増進をする活動
- 地域社会の健全な発展，男女共同参画社会の形成など，より良い社会の形成を推進する活動
- 犯罪，事故又は災害の防止を図る活動
- 児童又は青少年の健全な育成を推進する活動

(イ) 市民の模範となる善行をなしたと認める者

<善行活動の例>

一個人として、地域社会及び市民のため献身的な奉仕活動を行い、一般の模範となるもの

- 社会福祉分野の奉仕活動
- 青少年育成及び指導活動
- 自然及び文化財の保護活動
- 人命救助，防火・防犯・事故防止等に尽くす活動，自然災害・人為災害の発生時に尽くす活動
- 国際的人道援助

(2) 表彰の制限

ア 次に掲げる職については、表彰の対象としない。

- (ア) 市長，副市長，助役，収入役又は教育長の職
- (イ) 市議会議員の職
- (ロ) 公選による委員又は任命について議会の同意を得て選任される各種委員の職並びに市非常勤特別職
- (ハ) 国からの委嘱による職
- (ニ) その他善行表彰の性質になじまないもの

イ 同種の表彰は、二度以上受けることができない。

(3) 貢献表彰について

「貢献表彰」は、「善行表彰」の選考基準に該当する者のうち、被表彰者として認められる前に死亡したものについて行う。この場合の感謝状は、その遺族に授与する。

3 推薦方法・推薦枠

(1) 推薦方法

「被表彰候補者推薦調書（『善行表彰』又は『貢献表彰』）」「善行活動調書」に必要事項を記入のうえ、必要に応じて添付書類とともに、秘書広報課又は各支所に郵送又は持参してください。FAX，Eメール等での提出はお取り扱いできません。

「被表彰候補者推薦調書」などについては、三次市役所本庁（総合案内・秘書広報課）又は各支所窓口にて配布しています。また、三次市のホームページからもダウンロードできます。

## (2) 推薦枠

推薦は他薦のみです。自薦（本人又は家族からの推薦など）はお取り扱いできませんのでご注意ください。

### ア 推薦者が団体の場合

一団体あたりの被表彰候補者推薦可能人数は、「善行表彰」及び「貢献表彰」併せて2名以内とする。

### イ 推薦者が個人の場合

被表彰候補者1名あたり2名の連名で推薦を行うものとする。ただし、一個人あたりの被表彰候補者推薦可能人数は、「善行表彰」及び「貢献表彰」併せて1名とする。

**※詳しくは「被表彰候補者推薦調書」の【記載上の注意事項】をご覧ください。**

## 4 推薦期間

令和6年1月10日（水）～令和6年2月20日（火）まで（必着又は当日消印有効）

## 5 提出先

### (1) 三次市経営企画部秘書広報課

住所：〒728-8501 三次市十日市中二丁目8番1号

電話：0824-62-6396

### (2) 各支所（君田・布野・作木・吉舎・三良坂・三和・甲奴）

## 6 問合せ先

三次市経営企画部秘書広報課

住所：〒728-8501 三次市十日市中二丁目8番1号

電話：0824-62-6396 FAX：0824-62-6223

## 7 表彰の方法

推薦があった被表彰候補者の中から、提出いただいた書類をもとに書面審査を行い、被表彰者を決定します。

**※ご推薦いただいた方皆さんに必ず感謝状を贈ることができるわけではありませんのでご注意ください。**

**※被表彰者の審査・選考結果に対する異議申し立て、問い合わせには応じることができませんので、同意のうえ推薦してください。**

**※被表彰者として決定した場合、被表彰候補者に受賞の承諾書等のご提出をいただくこととなります。**

## 8 スケジュール

被表彰者は令和6年6月1日(土)に開催する「三次市市制施行20周年記念式典」にご出席いただき、表彰します。

なお、令和6年4月上旬に、推薦者及び被表彰候補者に対して審査結果を通知します。

## 9 注意事項

- 提出書類及び資料は返却いたしません。
- 提出書類の記載に不備があった場合、定めた期限までに修正をお願いしますが、その期限までに修正に応じていただけなかった場合には、推薦が無効になりますので、ご注意ください。
- 被表彰者は、市制施行20周年記念式典プログラムに記載するほか、新聞、インターネットなどで公表することがあります。また、マスコミからの取材に協力を依頼することがあります。どちらも同意のうえ推薦ください。